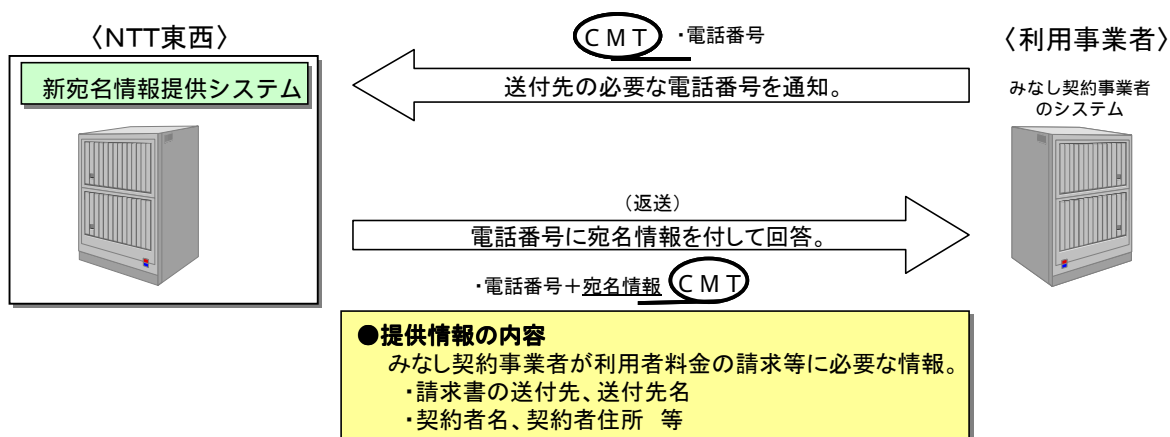


みなし契約者に関する宛名情報提供手續費の見直しの認可申請について

お客様が、他事業者様の長距離・国際電話サービスをご利用になる場合に、当該事業者様との個別の契約手続き無しに利用できるようにするための仕組みとして、NTT東日本・西日本は、接続約款に基づき、当該事業者様に対して、請求書送付先等の宛名情報をシステムにより提供しているところです。

このシステムの利用に係る料金については、提供開始当初（平成11年2月）より、利用事業者様の申告による予測需要等を基に算定した料金（1件あたり2.96円）を適用し、平成14年1月31日以降に、それまでの3年間の利用実績等に基づき、料金の見直し・精算を実施することとなっており、この度、料金の見直しについて、総務大臣への接続約款変更認可申請を実施しました。

<システムのイメージ>



CMT：Cartridge Magnetical Tape

<手續費>

平成11年2月～平成14年1月までの精算単金：4.04円/件

平成14年2月以降の単金：4.49円/件